

議案第43号 大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号「大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

本議案は、大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例において規定されております、「大津市浄水施設等整備・運営事業審査委員会」に関する条文を削除するためのものです。

2ページをご覧ください。

こちらは、大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例第4条の4に規定しております大津市浄水施設等整備・運営事業審査委員会の概要です。

この委員会は、浄水場更新改良工事及び水道施設運転維持管理事業を実施するにあたり、事業者の選定及びその選定手続に関し必要な事項を審査することを目的として、令和4年の条例改正により本条例第4条の4に基づき設置したものであります。

その後、事業計画の見直しを経て、令和7年度まで「真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業」における審査等を行ってまいりました。

3ページをご覧ください。

まず、1の改正理由についてであります。 「真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業」における事業者の選定及び選定手続に必要な事項の審査等が令和7年度をもって終了し、本委員会の設置目的が達成されたことから、本条例に規定されている委員会の設置に関する条文を削除する必要性が生じたものでございます。

次に、2の改正内容についてであります。 大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例第4条の4を削り、第4条の5を第4条の4に改めるものです。

次に、3の施行期日についてであります。 記載のとおり公布日とします。

4ページをご覧ください。

こちらは、「大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例」の改正部分の新旧対照表でございます。

以上で説明とさせていただきます。 よろしく申し上げます。